

高齢者虐待防止指針

グループホーム恋の水

1. 基本的理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、グループホーム恋の水の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5)

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- ①事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み。
- ②提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み。
- ③職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み。
- ④職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み。
- ⑤指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知。
- ⑥虐待防止委員会の設置。